

幼稚園等ICT化支援補助金 Q & A (裏面もご確認ください)

No	区分	質問	回答
1	対象範囲	事業者は市町村が設置する公立幼稚園及び認定こども園を含むのか。	含む。
2	対象範囲	幼稚園型認定こども園は、幼稚園と同様と考え、補助対象施設として捉えてよいか。	よい。
3	対象範囲	幼保連携型認定こども園に対する本事業は対象となるか。	対象。但し、こども家庭庁で募集する「保育所等におけるICT化推進事業」と重複した事業を申請することは不可。
4	申請手続	こども家庭庁で実施している事業との重複確認は、どのように実施するか。	交付申請時に誓約書を作成し、提出してください。
5	申請手続	令和5年度幼稚園ICT化支援補助金を申請した施設でも令和6年度に申請可能か。	両年度で実施することも可能ですが、各年度で別の事業を実施する必要があります。ただし、令和5年度交付決定額と令和6年度申請額の合計が交付基準額(1,000千円若しくは1,500千円)を超えることはできません。
6	提出書類	仕様書の提出は必須か。	相見積もりの有効性確認のため必須。県で作成例を用意してあるのでご活用ください。
7	提出書類	見積書は何社用意すればよいか。	2社以上の見積書を用意してください。事前着手事業であっても、金額の妥当性確認のために、交付申請時には参考見積書として1社徴取して提出してください。
8	提出書類	オンラインで発行した見積書は有効か。	有効。 但し、宛名等で申請者向けの見積書と確認出来ないものは不可。また、実績報告時に必要な書類(納品書、請求書、領収書)が発行出来ない場合、補助対象にならないことがあるので、購入前に採択業者と発行書類について調整してください。
9	提出書類	1社が独占して販売している商品の相見積書はどのようにすればよいか。	概ね3つの考え方がある。 ① 特許取得システム等については、特許番号や申請中の旨が確認出来る「専売証明書」を徴取してください。 ② 販売窓口が複数ある商品に関しては、他の販売窓口から「相見積書」を徴取してください。 ③ その他の商品については、商品名ではなく、その商品と同等の性能や機能を持った類似商品の見積書を徴取してください。
10	提出書類	相見積書を同一会社の他支店から徴取してもよいか。	不可。
11	提出書類	見積書の記載内容は〇〇一式のような記載でよいか。	不可。可能な限り詳細な記載にしてください。
12	提出書類	納品先を幼稚園以外の場所に設定してよいか。	納品先は必ず幼稚園としてください。
13	補助対象経費	交付基準額の基礎となる学級数はどのように考えるか。	学級数は、交付年度の5月1日現在の認可学級数と実学級数のどちらか低い方としてください(国の学校基本調査及び県の現況調査で回答した学級数が基準です。0人学級は含めません。)

14	補助対象経費	幼保連携型認定こども園の学級数は0～2歳の学級も含むか。	0～2歳児を受け持っている教職員分でも対象となりますが、学級数の考え方はQA13のとおり。
15	補助対象経費	補助対象となる期間はいつからか。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに係る経費のみ対象。事前着手を行う場合は事前着手届の提出必須。
16	補助対象経費	補助対象となる経費の支払いはいつまでに行えばよいか。	物品購入費、リース料、月額利用料等経費の種別に関わらず令和7年3月31日までに業者への支払いを行ってください。（口座引き落としの場合も令和7年3月31日までに引き落とし完了する必要があります。）
17	補助対象経費	費用負担の発生するシステムを導入することなく、パソコンやタブレット等の備品を購入することはできるか。また、パソコン等の備品であれば、すべて補助対象となるのか。	システムに掛かる経費が0円の場合は、備品のみ申請可能。 パソコン等の備品のみ購入の場合も、教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。
18	補助対象経費	対象となる備品は。	書類作成を電子化するために必要になるパソコンやタブレット端末等を想定。
19	補助対象経費	園務改善費では、一人一台の教職員向けパソコンやタブレット端末は対象外であったが、本補助金においても同様の取扱いか。	一人一台の教職員向けパソコンやタブレット端末も対象となる。
20	補助対象経費	システムを導入する際、初期費用は発生しないが、別途導入する備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は補助対象とできるか。	備品の購入費用を補助対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費については、導入初年度に係る費用を交付対象とすることは可能。
21	補助対象経費	システムを運用するにあたって、必要な機器等の購入費は補助対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するため最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費及びリース料（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）が補助対象となる。一部対象外のものもあるので、本QAをご確認ください。
22	補助対象経費	既存システムの改修費は対象か。	既存システムに含まれない別のシステムを導入、もしくは既存システムに新たなオプション機能を付け加える費用のみ、システム改修費として対象。
23	補助対象経費	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。
24	補助対象経費	リース・保守費・通信費等について、複数年契約した場合はどうすればいいか。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに係る経費のみ対象。
25	補助対象経費	パソコン等の備品であれば、全て対象となるのか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するための明確な使用目的や必要性が説明できるものであれば補助対象とすることが可能。判断に迷う案件があれば個別に相談すること。

26	補助対象経費	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	当該申請年度に係る導入初年度の経費のみ対象。(システム導入に必須のため導入したという説明が必要)
27	補助対象経費	今年度末に支払った来年度分のライセンス料は今年度の対象になるか。	対象外。
28	補助対象経費	バスの運行管理システムは対象となるか。	対象。
29	補助対象経費	上記に伴うIP通話システムや無線等についても同様か。	対象外。
30	補助対象経費	オンライン保育関係のシステム及び備品は引き続き対象となるか。	本事業は「教育」に係る資料の電子化について必要となるICT環境の整備を行うものであり、「保育」を目的としたものについて対象としていない。ただし、QA17やQA37を満たすものであるとの説明が可能であるとするならば対象となる余地はある。
31	補助対象経費	映像配信用のシステムは対象となるか。	QA37に記載のとおり、教育に係る資料の蓄積や資料の共有を可能にするものをシステムとして想定している。映像について「教育に係る資料」として整理を行い、配信することが補助の目的としている「共有等」に該当すると説明が可能であれば、対象の余地はある。
32	補助対象経費	ホームページの改修は対象となるか。(保護者専用ページでの連絡、画像や動画配信等)	例えば、教職員が作成した「園だより」をHPで公開することを目的としているなど、要綱や事業概要上の内容に即したものであれば対象の余地はある。(現時点にない機能を付け足す場合に限り) ※広報に関するものは対象外。
33	補助対象経費	みまもりカメラやその運用システムは対象となるか。	システムについては、どのような点で教育に係る資料の電子化になるのか不明のため対象外。備品においては、QA17を満たす必要がある。
34	補助対象経費	感染症対策に対応した検温システムは対象となるか。(登園時の体温を検温と同時に顔認証し、園児毎にリスト化するもの。)	システムについては、どのような点で教育に係る資料の電子化になるのか不明のため対象外。備品においては、QA17を満たす必要がある。
35	補助対象経費	オンライン研修受講用のプロジェクターやスクリーンは対象となるか。	どのような点で教育に係る資料の電子化なのか不明のため、対象外。
36	補助対象経費	門扉にICカード読み込み機を設置して、登降園を管理するシステム及びその設置費用は対象となるか。	登園管理においては、例えば園児の登園記録を資料として管理・保存しているという場合であれば対象の余地はあるが、幼稚園においては、文部科学省が実施する「私立幼稚園施設整備費補助金」の「防犯対策」若しくは「特別防犯対策」、認定こども園においては、市町村が実施する「就学前教育・保育施設整備交付金」の「防犯対策強化整備事業」に応募することが適当。本事業での補助の可否に関しては、個別に相談すること。

37	補助対象経費	対象となるシステムについて、明確な基準を示してほしい。	教育に係る資料の蓄積や保存を可能にするものや作成した資料に関して教職員や保護者等に容易に共有をすることのできるシステムを想定。判断に迷う案件があれば個別に相談すること。なお、シフト管理や請求書等の金銭管理などのシステムについては対象外。
38	補助対象経費	指導要録作成システム等の購入について、仕様上の要件（この仕様では対象外等）はあるか。	事業概要記載以外のものは特段定めていない。
39	補助対象経費	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	対象外。
40	補助対象経費	備品やシステムのリース料は対象となるか。	指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システム、教育に係る資料の電子化に必要なとなるパソコン及びタブレット等については、初年度の導入経費として対象となり得る。ただし、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければならない。 備品（パソコン及びタブレット以外）のリース料は対象外。
41	補助対象経費	運搬費（送料）は対象か。	対象外。
42	補助対象経費	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	備品のみ対象外。（システムやパソコン、タブレット、通信環境整備に関する費用は対象。）
43	補助対象経費	消耗品について、例えばSDカードやHDDドライブ、USBメモリといった外部記録媒体やケーブル類も対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要なこと及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。
44	補助対象経費	資料をPDF化するスキャナは対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要なこと及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。
45	補助対象経費	スキャナ機能やプリンタ機能がついている複合コピー機は対象となるか。（家庭用プリンタ含む。）	印刷をすることが「資料の電子化」と矛盾をしていると考えられるため、対象外。
46	補助対象経費	電子化した資料を運用するPDF編集ソフトやオフィスソフトは対象となるか。（単体での購入も対象となるか。）	教育に係る資料の電子化に必要なこと及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。
47	補助対象経費	スマートフォンやタブレットを月賦契約で購入した場合に、導入初年度に係る費用は対象となるか。	該当の備品がQA17を満たすものとして整理が可能あり、月賦にする合理的必要性がある場合は導入初年度に係る費用のみ対象。

48	補助対象経費	QA47に関連して、残価設定ローンで購入した場合にも対象としてよいか。また、法人のレンタル契約は対象となるか。	残価設定ローンに関してはQA40に同じ。法人レンタル契約に関しては、対象外。
49	補助対象経費	どういった通信環境整備が補助対象となるか。	資料の電子化に必要となること及び幼児教育の質の向上に資するということの説明が可能であれば対象。
50	補助対象経費	園務改善費では対象外であった電波が届いているが、システムや備品の利用には電波が弱い部屋へのWi-Fi整備は対象となるか。	QA22のように既存のシステム等に係る経費は対象外のため、新規システムや備品導入に伴う等の合理的必要性を説明可能であれば対象。
51	補助対象経費	通信環境整備の更新に対しても対象となるか。	上記と同様に考える。
52	補助対象経費	システム導入に必要な無線LANは対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するICT化にあたり、無線LAN設置による通信環境の整備が必要なのであれば、設置に係る費用も対象となる。その場合は、無線LANルータ（機器）の購入費だけでなく、工事費（大規模な施設整備になるものを除く）など、一体的に必要な費用も含めることができる。
53	補助対象経費	別の補助金を活用して導入した既存システムのほかに、別の新たなシステムを導入することは可能か。	原則は対象外だが、双方のシステムに機能の被りがない場合、または双方のシステムを併用することで教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するという説明ができる場合は対象。